

函館市監査公表第32号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月3日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治

函 土 公 管
平成 30 年 8 月 28 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 横

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	土木部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	平成29年11月13日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月2日
調査対象事項名	支出事務（フラワーバスケット関係経費）		
指摘事項、意見・要望事項			

【指摘事項】

フラワーバスケット維持管理業務委託は、受託者が装飾園芸に関する資格者（ハンギングバスケットマスター）を有していることを理由として 1 者による特命随意契約としているが、契約書附属の業務処理要領にはそうした特殊要件に関する記載がなかった。

また、業者の選定は、函館市事務専決および代決規程（平成 5 年訓令第 2 号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて、法令等の規定による委託など一部の例外を除いては同課への回付を要するとされているところ、当該業務委託はこの例外事項に該当しないにもかかわらず、回付をせずに土木部にて業者選定を行っていた。

さらに、当該業務のほとんどは再委託により行われているが、契約書には、必要記載事項とされる再委託に関する規定がないばかりか、受託者からの申し出に基づく承認手続きをすべきところ、土木部は受託者に対して再委託業者の選定を依頼していた。

これらのことから、契約書等の記載事項や契約方法を整理するとともに、規程等に則った適正な事務の執行を図られたい。

措置内容、対応・考え方等

フラワーバスケット維持管理業務委託につきまして、平成 30 年度の契約から、業務処理要領の業務の条件にハンギングバスケットマスター保有者の配置を明記するとともに、業者の選定に当たっては、調度課へ回付し、選定を行っております。

また、契約書に、再委託に関する規定を記載し、契約締結後に受託者から再委託の申し出を受け、承諾手続きを行っております。

今後におきましても、規程等に則った適正な事務の執行を図ってまいります。